※市外局番は書いてあるものを除きすべて042です。

国民年金だより

特定付加保険料制度は31年3月31日で終了します

付加保険料の特例納付制度とは、納付期限までに納めることができなかった付加保険料を過去10年間までさかのぼって納めることができる制度です。

28年4月から3年間の時限措置として施行された、国民年金の付加保険料の納付等の特例「特定付加保険料制度」が31年3月31日で終了します。

このため、「国民年金特定付加保険料のお知らせ兼特例納付申込書」が未提出になっている方に対して、同お知らせの再勧奨を実施しました。同申込書の「対象期間のお知らせ」欄には、過去10年間の付加保険料の納付状況が記載してあり、申し込むことで、納付期限後に納付した「△」期間は納付済のままに、「○」期間は遡って納付することができます。納付を希望する方は、納付書の発行までに時間を要するため、余裕をもって同申込書を提出してください。

制度終了までに提出されない場合は、「△」期間は還付となりますので、将来受け取る年金額が減額されます。

また、すでに付加年金を受給している方は、期限までに提出しないと、4月以降の付加年金額が減額となります。

詳しくは武蔵野年金事務所☎0422・56・1411へ。

31年度 市民自主企画講座講師等派遣事業「生涯学習活動団体の学習プラン」を募集します

地域で自主的に活動している生涯学習グループを育成するため、各団体が企画・運営する講座に対し、開講経費の一部を支援します。この機会に、ぜひご活用ください。

【対象】歴史・経済・政治・文学・教育・家庭教育・文化など、主に市内で活動している学習グループやサークルが開催する講座で、7月1日(月)～32年3月14日(土)に開催するもの

【ご注意】広報紙で募集し、市民も受講できる講座に限ります

申し込みは土曜・日曜日を除く3月1日(金)～20日(水)の午前9時～午後5時に、市文化協会(生涯学習センター内)で配布する申込書に必要事項を記入の上、提出を。

詳しくは同協会☎477・4700へ。

このプレートが目印です
東久留米の農産物・特産品・ブランド認定商品を見つけてください

東久留米には、地場産野菜、花、柳久保小麦、ラーメン、うどん、パン、菓子・スイーツ、酒、ジュース、グルメ、コスメティックなど、地域が誇る特産品やブランド認定商品がたくさんあることをご存じですか。

大切な方への贈り物、帰省の手土産、ホームパーティーや日々の料理などに、東久留米の特産品やブランド認定商品をぜひお選びください。その際は左のプレートが目印です。ぜひ、皆さんのお気に入りの東久留米特産商品を見つけてください。

詳しくは産業政策課振興企画係☎470・7743へ。

東久留米特産商品販売促進用プレート

国民健康保険税の仮徴収額決定通知書について～年金天引きされている方へ～

東久留米市国民健康保険に加入しており、国民健康保険税(国保税)を年金からの天引き(特別徴収)で納めている方へ、3月下旬に仮徴収額決定通知書を送付します。4月・6月・8月は「仮徴収期間」として算定した国保税を納めていただくことになります。

4月・6月・8月は「仮徴収期間」です

年間税額は、毎年7月に課税年度の前年中の所得などを基に算定して決定します。そのため、年間税額が決定するまでは「仮徴収期間」として、同年2月と同額の国保税を、4月・6月・8月の天引きごとに納めることになります。

7月の年間税額決定後は、仮徴収期間に納めた差額を、10月・12月・翌年2月の3回で納めることになります。

年金天引きから口座振替へ納付方法の変更が可能です

年6回の年金支給月に国保税が天引きされますが、口座振替に限り納付方法を変更することが可能です。

変更を希望する方は、①口座番号の分かる物またはキャッシュカード(暗証番号が必要)②振替口座の届け出印③被保険者証を持参の上(国保税の口座登録をしている方は③のみ)、保険年金課(市役所1階)で手続きをしてください。

※キャッシュカードでの口座振替の手続き(ペイジー)は、口座名義人本人が対象となります。

なお、3月中に手続きをした場合、6月の年金支給から天引きが中止になります。

詳しくは同課国民健康保険係☎470・7733へ。

健康増進・サポート事業「東久留米市国保QUPiO(クピオ)リニューアルのお知らせ」
国民健康保険を喪失した方の利用およびポイント交換の期限は3月末です

「東久留米市国保QUPiO」は、18歳以上の国民健康保険被保険者を対象に、スマートフォンやパソコンを活用して、楽しく健康づくりができるサービスです。

QUPiO+(クピオプラス)へ移行します

4月から、国保被保険者の健康づくりにもっと活用してもらえるよう「QUPiO+」へリニューアルします。新たに「疾病発症予測」や「食事の記録」などの機能が追加されます。引き続きご利用ください。

【ご注意】「健診結果」「歩数記録」「ポイント」などは、「QUPiO+」へ引き継がれますが、「トラベルウォーク」「健診年齢」など移行されない機能があります▼継続して利用する場合でも、再登録が必要です

ポイントの交換期限

今年度、国民健康保険を喪失した方(後期高齢者医療制度への移行の方を含む)は、3月31日(日)でQUPiOが利用できなくなるとともに、これまで貯めたポイントも失効します。まだ、ポイント交換がお済みでない方は、忘れずに行ってください。

詳しくは国民健康保険についてが保険年金課☎470・7733、特定健診についてが健康課☎477・0013へ。

市消費者センター特別相談を実施します

①多重債務110番

【日時】3月4日(月)・5日(火)の午前10時～正午、午後1時～4時

②若者のトラブル110番

若者の消費者トラブルについての相談を受けます。サプリメントなどの通信販売の定期購入に関するトラブルや、有料動画料金未納などをかたる架空請求、賃貸アパートの退去費用に関する相談など、困ったことがあれば、1人で悩まずご相談ください。

【日時】3月11日(月)・12日(火)の午前10時～正午、午後1時～4時

《①・②共通事項》

【会場】市消費者センター(市役所2階生活文化課内)

【実施形態】電話相談、対面相談(いずれも予約不要)

【その他】通常の消費者相談も行っています

詳しくは同センター☎473・4505へ。

さいわい福祉センター機能回復訓練利用者を募集します

【利用期間】4月～9月の毎週火曜日

【内容】運動療法個別指導(家族も含む)▼補装具(車いす、下肢装具、つえなど)の製作・修理の相談、使用練習

【対象】次の①～③のすべてに該当する方

①市内在住で15歳～64歳の方②介護保険サービスの利用対象でない方③医療行為を終え症状が安定し、在宅で訓練を継続するための指導を希望する方

【定員】若干名

申し込みは3月4日(月)～8日(金)に、さいわい福祉センター☎477・2711(平日午前9時～午後5時)へ。

ひとり親家庭自立支援事業のご案内

自立支援教育訓練給付金事業

【対象】児童扶養手当の受給者、または同様の所得水準にある方などで、簿記検定試験、介護職員初任者研修、医療事務検定試験、パソコン講座などの厚生労働大臣指定教育訓練講座を受講する方

【支給額】受講に要する費用の60%相当額(上限は20万円。1万2000円以下は支給対象外)を受講後に支給

※雇用保険の資格がある方はハローワークから支給される一般教育訓練給付金との差額分のみ。

高等職業訓練促進給付金事業

【対象】児童扶養手当の受給者、または同様の所得水準にある方などで、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、保健師、歯科衛生士などの資格(修業年限1年以上)の取得が見込まれる方

【支給額】住民税非課税世帯Ⅱ月額10万円▼住民税課税世帯Ⅱ月額7万500円

※修業期間のうち3年を上限とする。

共通事項

いずれも事前の相談などが必要です。詳細は児童青少年課へ問い合わせてください。

詳しくは同課助成支援係☎470・7736へ。

31年7月1日以降に採用する市職員を募集します

募集職種・受験資格・募集人数などは、左表の通りです。

【募集要項】土曜・日曜日、祝日を除く3月1日(金)～22日(金)の午前8時半～午後5時および申込受付期間に、職員課(市役所4階)で配布

※3月1日(金)以降、市ホームページからも取得できます。

【申込受付期間】3月24日(日)午前9時～午後1時、25日(月)午前9時～午後8時

【申し込み方法】市所定の受験票と履歴書を本人が同課へ直接持参してください

【1次試験日】4月14日(日)

詳しくは職員課☎470・7716へ。

募集職種・受験資格・募集人数など

職種と試験区分		受験資格	募集人数
一般事務	Ⅰ類(大学卒程度)	平成元年4月2日から9年4月1日までに生まれ、7月1日(月)から勤務可能な方	若干名
	Ⅱ類(短大卒程度)	平成3年4月2日から11年4月1日までに生まれ、7月1日(月)から勤務可能な方	
	Ⅲ類(高校卒程度)	平成5年4月2日から13年4月1日までに生まれ、7月1日(月)から勤務可能な方	

※1次試験では活字印刷による筆記試験、2次試験は口述による試験を行います。配慮が必要な方は、申し込み前にご相談ください。
※勤務時間は原則として週38時間45分(1日7時間45分)です。